

ファクトシート: 国連気候変動会議(COP/CMP)とは

気候変動に関する交渉プロセスは、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）を中心に進められています。この会議は毎年、条約の実施状況を検討するために開かれます。COP は決定や決議を採択し、その内容は COP 報告書で発表されます。COP が採択する一連の決定では、条約の実際的かつ効果的な実施のための詳細なルールを作り上げています。

COP は京都議定書締約国会合（CMP）としての役割も果たし、ここでも議定書規定の実施に関する決定や決議を採択します。

気候変動会議にはこれまで政府代表やオブザーバー機関を含め、数千人が参加してきました。バリ会議には1万人以上が参加しましたが、その内訳は政府関係者がおよそ3,500人、国連諸機関、政府間機関およびNGOの代表が5,800人以上、そして認定されたメディア関係者が1,500人近くとなっています。昨年ポーランドでの国連気候変動会議もこれに近い規模で、およそ9,300人が参加しました。

気候変動会議の開催に対する関心またはその招致の意志は、開催予定国の政府が表明し、最終的にCOPが開催国を決定します。

COPの手続規則によると、議長国は通常、国連の5つの地域グループが持ち回りで務め、2009年の会議では、西欧およびその他のグループ（WEOG）が議長国となります。前回WEOGが議長国を務めたのは、2005年（COP 11/CMP 1）のことでした。

インドネシアのバリ島で開催されたCOP 13/CMP 3では、デンマーク政府がCOP 15/CMP 5を招致する意向を表明しました。開催国の招致により会議が開かれる場合、COPとCMPは同国の閣僚を議長に選出するのが通例となっています。

開催国が予定する会議場施設に対する技術的ミッションの評価を受けて、開催国政府とUNFCCCは、必要な施設と設備をすべて定めるホスト国協定（Host Country Agreement）を結びます。

COP 15とCMP 5に参加できるのは、締約国、オブザーバー国、認定されたオブザーバー機関およびメディアが正式に任命した代表のみです。条約締約国であるが議定書締約国でない国も、議定書締約国会合にオブザーバーとして参加することができます。

これまでの会議では、通常会期末に閣僚級のハイレベル会合が開かれ、70人から100人の閣僚や政府高官が出席しました。このハイレベル会合の開会式または歓迎式典には何人もの国家元首が出席し、また国連事務総長も会合の一部に出席します。